

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や
“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

平成22年4月から
国民健康保険税が軽減されます。
手続きには雇用保険受給資格者証が必要です。
（チラシ2.pdfをご覧ください。）

対象者は？

平成21年3月31日以降に離職し、離職時点で65歳未満の方で、離職の翌日から翌年度末までの期間において、
雇用保険の特定受給資格者（例：倒産、解雇などによる離職）
雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）
として失業等給付を受ける方です。

軽減内容は？

離職された方の前年の給与所得を $\frac{30}{100}$ として、国民健康保険税の所得割を算定します。

具体的な軽減額は、それぞれの状況により異なります。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

国民健康保険に加入している間は、途中で就職しても引き続き軽減対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると、軽減は終了します。

制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日から平成22年3月30日まで）に離職された方は、平成22年度分に限って国民健康保険税が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要です。

詳しくは健康課 国民健康保険係（52-0080 内線161・163）へお尋ねください。